

~~~~ 合格者の皆さんへ ~~~~

合格者説明会への御参加ありがとうございました。当日の説明や配付資料、また2次選考結果通知に同封した資料をよく読んで少しずつ、4月からの採用に向けて準備を進めてください。

合格者説明会で受けた質問や問合せのあった内容を掲載しますので参考にしてください。準備等で不明な点や不安なことがありましたら御連絡ください。

職歴証明書について

Q 過去に民間企業で勤務をしていた者ですが、職歴証明書はあらかじめ記入をした上で証明を依頼した方がよいですか。

A 指定様式の必要項目が全て証明されていればどちらでも構いません。前職の勤務先の指示に従ってください。

Q 勤務先に証明を依頼したところ、雇用期間から年月が過ぎているので証明できないと言われました。年金被保険者記録照会票でもよいですか。

A 年金被保険者記録照会票は、勤務形態や時間等が証明できないことから、提出書類に該当しません。

給与や手当について

Q 他県現職で合格しました。これまでの給与は保障されますか。また、退職金に係る職歴等は加算されますか。

A 原則として、これまでの職歴を加算して初任給決定されます。退職金については、都道府県によって対応が変わることがありますので、教育総務課人事給与室給与制度班（043-223-4011）にお問合せください。

Q 実際にもらえる給与額を知った上で最終意思確認ができますか。

A できません。個別での給与額は採用前にお伝えすることはしておりません。

Q 3月下旬は、忙しいため転居することができません。4月以降に転居を考えていますが、移転料の補助の対象となりますか。

A 対象となる転居の時期については、赴任に伴う常識の範囲内の転居となっており、かけ離れた時期は対象外となります。特別な事情があれば、個別に対応することとなります。

Q 他県から千葉県内に転居し、アパートを借りる予定です。借主名義が配偶者の場合、住居手当は支給されますか。

A 千葉県・千葉市どちらに採用された場合でも、賃貸借契約書上の借主の名義が本人以外の場合、原則として住居手当は支給されません。

健康診断について

Q 健康診断票の様式が病院指定のものしか出せないと言われました。

A 病院指定のものでも構いませんが、健康診断内容が網羅されていることを確認してください。また、就労の可否なども記載されることを確認してください。

Q 健康診断の際に、精密検査を薦められました。精密検査は必要ですか。

A 採用事務においては指定の健康診断結果を提出していただければ結構です。精密検査については、主治医と御相談の上決定してください。

今後の予定について

Q 2月に海外留学する予定があります。採用事務の連絡はどうしたらよいですか。

A 必ず本人と連絡が取れる体制を整えてください。

例えば、①任用班からの連絡先を日本にいる家族に変更する。②家族が本人と連絡を取れるようにする。③本人から指定の連絡先に直接連絡する。

Q 最終意思確認（県立高校・特支）の段階で、採用予定校はわかりますか。

A わかりません。意思確認の後、後日採用予定の学校から連絡する予定となっております。

Q 4月以降に手術及び治療に2ヶ月間を要することとなりました。どうしたらよいでしょうか。

A まずは、任用班に御連絡ください。また、配属先が決まったら、人事担当者及び勤務予定学校に連絡してください。時期や事情が異なりますので、個別の対応となります。

Q 4月から子どもを保育園に預けるため、市町村へ就労証明書の提出が必要です。就労証明書の依頼方法を教えてください。

A 次の3点を準備して、教職員課任用班に郵送してください。

- ①就労証明書作成の依頼
- ②就労証明書の様式
- ③返信用封筒

詳細は任用班にお問い合わせください。

千葉県教育庁教育振興部教職員課任用班

住所 〒260-8662 千葉県千葉市中央区市場町1-1

電話 043-223-4043

お問い合わせの際は、受験番号と氏名をお伝えください。また、郵送の場合は、封筒の内容物を封筒表面に記載してください。